

# 求人企業(求人者)の自己申告書

職業紹介事業者は、求職者の保護と職業紹介の適正な実施を図るため、職業安定法に基づき、求人企業様に対し、以下の事項について申告を求める事となっています。つきましては、下記項目をご確認の上、すべてご回答をお願いいたします。

## I. 求人者(企業)の概要

項目	回答/申告内容	備考
法人名または屋号		
所在地		
代表者名		
事業内容		

## II. 法令遵守に関する申告事項

求人者様は、以下の事項について、すべて「はい」であることを申告します。

No.	申告事項	はい / いいえ
1	労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働契約法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の労働関係法令に違反する内容の求人ではありません。	はい
2	採用選考にあたり、就職差別につながるおそれのある事項(合理的理由のない応募者の制限、家族構成、本籍地、思想・信条など)について、求職者に対し尋ねることはできません。	はい
3	賃金、労働時間、その他の労働条件は、法令に定める基準を下回るものではありません。	はい
4	求職者に対し、今回の求人に係る労働条件を正確に明示することをお約束します。	はい

### III. 反社会的勢力との関係に関する申告事項

求人者様は、以下の事項について、すべて「はい」であることを申告します。

No.	申告事項	はい / いいえ
5	求人者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に定める <b>暴力団または暴力団員</b> ではありません。	はい
6	法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役、これらに準ずる 者)の中に、暴力団員またはそれに準ずる者はいません。	はい
7	求人者の事業活動が、暴力団の支配を受けている、または暴力団に協 力・関与している事実は一切ありません。	はい
8	職業紹介をすることによって、社会的な妥当性を欠くこととなるなど、求 職者に著しく不利益を与えるおそれがある事実(例:重大な法令違反や ハラスメント行為が常態化しているなど)はありません。	はい

### IV. 申告と不受理について(確認事項)

1. 上記申告内容が事実に反する場合や、虚偽の申告であったことが判明した場合は、職業紹介事業者が当該求人の受理を取り消すこと、または今後の求人申込みを拒否することがあることを承知しています。
2. 職業紹介事業者が申告内容を確認するため、追加的な資料の提出を求められた場合は、これに応じることをお約束します。

上記の通り申告いたします。

【日付】令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

【求人者名】

【代表者名】

【署名または記名押印】